

社会貢献活動でのアマチュア無線の活用

～ 災害時や地域イベントなどの通信にアマチュア無線が利用できます ～

★2021年3月10日、電波法施行規則が改正され、「アマチュア業務」の定義規定に「その他総務大臣が別に告示する業務」の文言が追加されました。

★同時に制定された総務省告示において、ボランティア活動などのいわゆる社会貢献活動への活用が規定されています。

★アマチュア無線は、これまでも災害時等の非常通信に活用されてきた実態がありますが、地域行事への協力など、より広範な社会貢献活動への活用が可能であることを明確化した制度改正が行われました。

★これにより、電波の有効利用及びアマチュア無線の地位向上を図るとともに地域社会に貢献しようとするものです。

◎ 以下に留意し、アマチュア無線の適正な運用に努めることが必要です

- ◎ 総務省が例示した社会貢献活動としての利用事例の例示
 - 災害時の避難、復旧を含む一連の通信連絡への利用
 - マラソン大会、花火大会、地域清掃等の地域活動での通信連絡への利用
 - 有害鳥獣対策等自治体が担う公的活動での通信連絡への利用 など
- ◎ 実施形態としては、地域のアマチュア無線クラブ等と自治体や行事の主催者との間で一定の取決めをして運営することが想定されます
- ◎ 各自の免許を受けたアマチュア局を用い、あくまで各アマチュア無線家の意思によるボランティアとしての活動となります
- ◎ 営利企業の営利活動には利用できない等これまでと同様金銭上の利益を目的とするものは除かれます
- ◎ 従来の非常通信の制度に何ら変更はありません。非常通信以外のより広範ないわばボランティア通信への利用が明確となったものです
- ◎ 利用に当たっては、アマチュア局に係る法令やルールを順守し運用することが必要です

このような活動により、アマチュア無線の社会的認知が向上し、アマチュア無線の一層の発展が期待できます。多くのアマチュア無線家の協力をお願いします。

小中学生のアマチュア無線の体験機会が拡大

～ 家庭内や学校でも一定の条件の下、資格を持たずに操作が可能になりました ～

★2021年3月10日、電波法施行規則が改正され、家庭内や学校で資格を有する保護者、教師等の監督（指揮・立ち会い）により一定の条件の下で、学齢児童生徒（小中学生）がアマチュア無線の交信を体験することが可能となりました。

★これまでも国際宇宙基地との交信やイベント時に開設される体験局において、資格を持たずに操作することが認められていましたが、この範囲が拡大され、無線技術や科学技術に対する理解と関心を深めるための特例として認められたものです。

★この制度の活用により、若年層におけるアマチュア無線の広がりが期待されます。

◎ 事前の届け出等の手続は要しません免許人各自の責任での実施となります

◎ 以下の条件の下に実施する必要があります

- 当該無線設備の操作ができる資格を有する無線従事者の監督の下に操作を行うこと
- 当該アマチュア局は監督する無線従事者が開設するもの(社団の構成員を含む)であること
- 連絡の設定及び終了に関する通信操作は監督する無線従事者が行うこと
- モールス符号を送り又は受ける無線電信の操作は除かれること
- 運用体験者の操作範囲は、監督する無線従事者の資格で操作できる範囲内であること

◎ ケース別の要件は次表のとおりです

区分		局の種別	運用体験者	監督（指揮・立ち会い）する無線従事者の要件
家庭内等	家庭内	個人局	学齢児童生徒（小中学生）に限る	保護者又は三親等内の親族
	学校	学校社団局、教職員の個人局		教職員（学校社団局の構成員）
（参考）体験局		臨時に開設する社団局	制限なし	社団局の構成員
（参考）国際宇宙基地との交信		臨時に開設する社団局	学齢児童生徒（小中学生）に限る	第2級アマチュア無線技士以上でかつ社団局の構成員